四　法第八十九条の十二第三項の規定及び銀行法第五十二条の六十一の四第三項の規定による公衆への縦覧
五　銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否
六　法第八十九条の十二第二項及び第九十一条第三項の規定並びに銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項並びに第五十二条の六十一の七第一項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理
七　銀行法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令
八　銀行法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査
九　銀行法第五十二条の六十一の十六の規定による命令
十　法第八十九条の十二第四項の規定並びに銀行法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項の規定による処分
十一　銀行法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消

2　前項第七号及び第八号に掲げる権限で労働金庫電子決済等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3　前項の規定により、労働金庫電子決済等代行業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該労働金庫電子決済等代行業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4　前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5　金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

（貸金業法施行令の一部改正）

**第十条**　貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第六号中「第八十五条の四第一項」を「第八十五条の十二第一項」に改め、同条第七号中「第八十九条の五第一項」を「第八十九条の十三第一項」に改める。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令の一部改正）

**第十一条**　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第五号中「第八十五条の四第一項」を「第八十五条の十二第一項」に改め、同条第七号中「第八十九条の五第一項」を「第八十九条の十三第一項」に改める。

（水産業協同組合法施行令の一部改正）

**第十二条**　水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の六の次に次の六条を加える。

（認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の認定の申請）

**第二十四条の六の二**　法第百二十一条の五の六の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出してしなければならない。

一　名称
二　事務所の所在地
三　役員の氏名
四　法第百二十一条の五の六第二号に規定する協会員の氏名又は名称

2　前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（特定信用事業電子決済等代行事業者等について銀行法を準用する場合の読替え）

**第二十四条の六の三**　法第百二十一条の五の九第一項の規定により銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ホ及び第五十二条の六十一の二十五第二項の規定を準用する場合においては、同号ホ中「農業協同組合法、水産業協同組合法」とあるのは「農業協同組合法」と、「労働金庫法」とあるのは「労働金庫法、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）」と、同項中「認定業務」とあるのは「認定業務（水産業協同組合法第百二十一条の五の六に規定する認定業務をいう。第五十二条の六十一の二十八第一項及び第五十二条の六十一の二十九において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定信用事業電子決済等代行事業者の登録の基準となる法律の範囲）

**第二十四条の六の四**　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ホの政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　中小企業等協同組合法
二　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）

（認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）

**第二十四条の六の五**　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。

一　農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定
二　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の七の規定による認定
三　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十の規定による認定
四　銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定
五　農林中央金庫法第九十五条の五の七の規定による認定
六　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の二十一の規定による認定

2　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。

一　農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会
二　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会
三　労働金庫法第八十九条の十一に規定する認定労働金庫電子決済等代行事業者協会
四　銀行法第二条第十九項に規定する認定電子決済等代行事業者協会
五　農林中央金庫法第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会
六　株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

（認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外）

**第二十四条の六の六**　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五第二項の政令で定める業務は、法第百二十一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の役員等（法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。